

平成 28 年度植物防疫事業・農薬安全対策の 進め方について

農林水産省 消費・安全局
植物防疫課、農産安全管理課 農薬対策室

はじめに

食生活の多様化や物流の高度化に伴い、我が国に輸入される農産物の品目、輸入相手国の多様化が進んでいることや、栽培体系の変化や気温上昇により病害虫の発生状況が変化してきていること等から、病害虫の侵入・まん延を防止する植物防疫の果たす役割は引き続き大きい。こうした情勢を踏まえ、各都道府県と国が連携して病害虫のまん延防止を図るとともに、食の安全確保や環境にも配慮した病害虫防除技術の確立を推進する等、必要な施策を総合的に講ずることとしている。

農薬の安全対策については、農薬登録制度を通じた安全な農薬の確保と、その適正な使用の推進が基本である。そのため、国際的な動きに対応した農薬登録制度の改善や科学に基づく審査体制の整備を進めるとともに、多様な農薬使用者に対して、農薬使用基準の遵守を徹底していく必要がある。このような取組により、生産者に対してより安全で質の高い農薬を安定的に供給するとともに、最終的には、消費者に対して安全で高品質な農畜産物を安定的に供給していく。

I 平成 28 年度予算編成について

植物防疫対策に関する平成 28 年度予算においては、我が国からの農産物の輸出促進に向け、引き続き輸出相手国の残留農薬基準値に適合する新たな防除体系の確立・導入を行うとともに、無人ヘリコプターの重量規制緩和の効果を農業生産に反映させるため、農薬散布・播種等の運行基準などの確立を行う。

また、ミカンコミバエ種群やプラムポックスウイルス（ウメ輪紋ウイルス）等の農業生産に甚大な被害を与える重要病害虫の侵入・まん延防止および根絶に向けた防除対策を実施するとともに、ジャガイモシロシストセンチュウの発生状況調査やまん延防止対策を実施する。

一方、農薬安全対策に関する平成 28 年度予算としては、農薬使用者や販売者への講習・指導、農作物や土壌

等への残留状況の調査、実態把握を通じた残留農薬基準値超過事案の原因究明および再発防止、埋設農薬の処理に係る行動計画の管理、作物残留試験成績の信頼性確保のために行う試験従事者への研修等に対して、引き続き支援する。

また、農薬の農産物への残留などに関する各種規制について、国際機関などの新たな勧告や科学的知見に基づく検証および見直しを的確に行うため、各種の調査・試験を実施する。

II 発生予察事業に関する改善について

我が国の安定的な農産物生産のみならず、消費者が求める高品質な農産物の供給には、病害虫の防除は不可欠である。生産者が病害虫防除を適時的確に行えるよう、各都道府県と連携して、農作物に重大な被害を与える病害虫の発生情報を取りまとめ、生産者などに提供している。

近年、気候変動の進行、新たなウイルス等を媒介する害虫や薬剤抵抗性を獲得した病害虫の防除対策、農作物の多様化により、病害虫の防除体系の見直し等が課題となっていた。このため、平成 22～26 年度に実施した発生予察手法検討委託事業の成果および都道府県の独自調査基準について、平成 27 年まで実証を行い、新規調査手法の設定や既存の調査手法の改良に取り組んだ。また、予察対象病害虫として国が定める指定有害動植物の見直しについては、都道府県による評価を取りまとめた 1 次選抜、リスク評価による 2 次選抜および病害虫防除の専門家や一般消費団体等の有識者による検討会における議論を踏まえ、追加および削除する病害虫について検討を行った。その後、パブリックコメントなどの手続きを経て、平成 28 年 4 月 1 日付けで、植物防疫法施行規則を一部改正した。指定有害動植物の見直しは平成 12 年以来、16 年振りとなったが、今後は 5 年を目途に見直しを検討することとしている。

さらに、発生予察事業を含む植物防疫事業交付金が平成 27 年度の行政事業レビュー（公開プロセス）の対象となり、外部有識者から、発生予察情報の迅速化をより向上させるなど、業務内容の一部改善に関する見直しの方向性が示された。このため、今後、都道府県と連携し、